

関係県内経済団体の長 様

千葉県商工労働部雇用労働課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置・助成金の期限延長  
について (通知)

日頃から本県の雇用施策に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

下記の母性健康管理措置・助成金について、今般、厚生労働省から、令和5年3月31日まで期限の延長を行う旨の発表がありましたので通知します。

なお、詳細な助成の内容については追ってお知らせすることですので、発表があり次第、改めて通知します。

つきましては、事業主の皆様において、母性健康管理措置を適切に実施されるとともに、助成金を積極的に御活用いただき、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努めていただけるよう、改めて貴団体会員の皆さまに広く周知下さるようお願い申し上げます。

記

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
- 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）
- 母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

※制度の詳細については、厚生労働省ホームページを御参照ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html)

(担当：千葉労働局雇用環境・均等室 電話043-221-2307)

〔 千葉県商工労働部雇用労働課  
電話 043-223-2767 〕